

# 平成30年度 東京都東村山福祉園事業計画

## I 施設概要

所在地	東京都東村山市萩山町1-35-1
-----	------------------

事業種別		定員	
指定	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設	※56人
管理 事業	第2種社会福祉事業	短期入所事業	8人
	公益事業	日中一時支援事業	6人
自主 事業	第2種社会福祉事業	特定相談支援事業	
		障害児相談支援事業	

※平成30年度運用定員

## II 平成30年度の運営方針

平成30年度は、児童福祉法改正に伴う成人利用者と児童利用児との施設分割が行われる。加えて施設の分割及び建物の老朽化による建て替えのために仮設建物への移転を5月末に実施する。また、定員は、平成30年度は56名とし、以後31年度64名、32年度72名、平成33年度には80名へと段階的に設定する。

既に入所している児童に対しては、仮設建物への移転に伴う環境変化による負担を最大限軽減して、新たな環境で安心して生活できる場を提供していけるようこれまで蓄積している専門性をさらに強化して取り組む。また、高等部三年生を中心に卒業後の生活の場への移行に向けた移行支援の取組を強化して、児童施設から障害者サービスに確実につなげていくよう取り組む。

東村山福祉園が担っている、公的役割を踏まえて東京都全域を対象に施設の支援を必要としている重度最重度の知的障害児を積極的に受け入れていく。また、地域で生活している重度最重度の知的障害がある児童及び成人への支援として、新たに「相談支援事業所ふわり」を立ち上げ、サービス利用計画の作成やこれまで培ってきた専門性を活かした相談支援を行うとともに、短期入所、日中一時支援を積極的に受け入れ、地域生活を継続していけるよう支えていく。さらに、本設建物での運営を見据えて、放課後等デイサービス事業及び発達支援事業の開始に向けて検討を進める。

### (1) 重度・最重度知的障害児の確実な受入れ

被虐待、強度の行動障害、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児の施設入所や短期入所、東京都からの一時保護委託は空床等も最大限活用し、確実に受け入れる。特に入所児童については、施設分割後の定員56人に向けて積極的に

受入れをおこなう。

(2) 強度行動障害に対する専門的な支援

強度行動障害に対するエキスパート職員の計画的な養成を進めるとともに、福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、障害特性に応じた専門的な支援を提供し、行動障害の軽減に取り組む。また、児童発達支援管理責任者を中心に支援調整会議を活用して、施設全体で行動障害の軽減に取り組む。

(3) 障害者サービスへの円滑な移行支援

18歳で円滑に障害者サービスへ移行できるよう長期的な視点で丁寧な入所支援計画を作成し適切な支援を行う。

(4) 地域生活移行支援

特別支援学校在籍時から地域生活移行に向けた取組を行い、グループホームへの移行を進める。また、家族、児童相談所等関係機関と連携を図りながら家族再統合に向けた支援を行う。

(5) 改築後の障害児入所施設を見通した取組の充実

入所児童の休日活動の充実に取り組む。短期入所事業では、平日利用の促進や空床を活用して利用率向上に努める。人材育成、放課後等デイサービス、発達支援事業の実施に向けた検討など、改築後の障害児入所施設の運営を見据えた取組を着実にを行う。

### **Ⅲ 実施計画**

全ての入所児童が重度・最重度の知的障害児（者）であり、そのうち、約6割の児童は重度の自閉症やてんかんを有している。児童の大半が医療との連携が必要であり、児童一人当たり月平均3回程度医療機関を受診している。加えて、約3割の児童は、強度行動障害を有しており、その他の児童も一定の行動障害を有するなど、他の施設では受入れが難しい児童が入所している。

また、現在の施設が分割されることに伴い施設の全面改築を行うために、平成30年5月末に仮設建物へ移動する予定である。

平成30年度はこうした状況を踏まえ、以下の事項に取り組む。

#### **1 質の高いサービスの提供**

(1) 専門的な支援の充実

ア 強度行動障害、被虐待、医療的ケアの必要な重度・最重度知的障害児の施設入所や短期入所、東京都からの一時保護委託を確実に受け入れる。

イ 心理職が中心となって、すべての入所児童に強度行動障害の判定を行う。さらに、児童発達支援管理責任者を中心に判定結果を踏まえて、行動障害の軽減に向けた入所支援計画を作成し、確実に効果を上げる支援を提供する。

ウ 強度行動障害と判定された児童には、定期的に関催する支援調整会議を中心

- に福祉職と専門職（医師・看護師・心理職等）が連携し、「強度行動障害対応指針」に基づく専門的で統一した支援を行い、強度行動障害の軽減に取り組む。
- エ 18歳で円滑に障害者サービスに移行できるよう、児童移行支援プログラムに基づき計画的な支援を行う。
- オ 入所児童の栄養ケアの充実を図るため、すべての入所児童に栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、東京都食品衛生自主管理認証施設として、安全な食事を提供していく。

## （2）生活環境・日中活動の充実

- ア 5月末に予定している仮設建物への移転では、事前にしっかりと児童編成や職員配置などの詳細を検討し、シミュレーションを行い再編成に取り組む。
- イ 仮設建物では、全8ユニット、1ユニット児童10名、合計80名が生活可能な建物を用意しており、従来の建物と比較すると児童の集団規模が縮小されるとともに、全室個室化して児童一人ひとりが居室を使用できる造りとなる。これらの環境を活用して児童が安心して落ち着いた生活を送れるよう取り組む。
- ウ 借り上げバスを利用した外出や、少人数での外出機会の増加や町内会で開催されているおもちつき会など地域活動への参画、四季折々の行事の実施など、児童の豊かな生活づくりに取り組む。多様な社会参加体験をするため、1泊2日の宿泊旅行を実施する。
- エ 未就学児・短期入所・一時保護で平日の日中園で過ごしている児童に対して活動プログラムを用意して日中の活動を提供する。
- オ 長期入所児童を対象に、土日祝日など学校の休日などを活用したクラブ活動プログラムを用意して充実した余暇を提供する。

## （3）地域生活移行への取組強化

- ア 重度・最重度の障害があっても、利用者一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、必要なサービスを利用しながら、本人が希望する生活実現に向けて取り組む。具体的には、グループリーダーに移行担当業務の役割を分担し、施設全体で取り組む仕組みを導入して個別に支援していく。
- イ 丁寧なアセスメントにより抽出した地域生活移行への課題の解決にむけて、個別支援計画に沿って地域生活移行に向けた訓練を行う。
- ウ グループホームの情報などを家族へ提供し、グループホーム見学会などを行い保護者や家族の理解促進に努める。

### \* 地域生活移行

	人数	(備考)
地域生活移行者数	2人	

#### (4) 家族支援へ向けた取組強化

被虐待が背景にある入所児童に対しては、入所主訴の解決が図れるよう、棟職員と専門職（医師、看護師、心理職）が連携して入所支援計画に基づく支援を行う。また、入所主訴の背景にある保護者の課題解決に向けた支援を関係機関と協力して継続的に行う。

## 2 サービス内容の検証・改善

### (1) 福祉サービス第三者評価の活用

#### (a) 福祉型障害児入所施設（旧知的障害児施設）

##### ア 平成29年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 事業所の公的役割と理念に基づき、行動障害に対する職員の育成に努めながら重度・最重度障害児の受入れを行っている。
- ② 分割再編中でも、経営方針である「地域生活移行」を実現するためグループホーム等を開設し、併せてバックアップ体制を構築している。
- ③ 今後予定しているユニットの小規模化に伴う課題に対応するため、ユニット間相互応援体制を構築し実践しながら着実に準備を進めている。

##### イ 平成29年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 支援目標に沿った記録の在り方についてはIT委員会等でも検討しており、記録の標準化が進むことを期待したい。
- ② 薬剤チェックは多職種により複数回実施されているものの、誤薬が散見されており誤薬防止へのさらなる取組に期待したい。
- ③ 更なる分割再編に向けて職員の負担増は続くと見込まれるので、改めて効果的なストレス解消策を検討し実施することに期待したい。

##### ウ 「さらなる改善が望まれる点」の改善に向けた計画

- ① 児童発達管理責任者を中心に記録の仕方について精査し、統一した記録に取り組む。
- ② リスク部会にて、ヒヤリハット分析を行い落薬や投薬ミスを未然に防いでいくよう取り組む。
- ③ 職員ミーティングや支援者全職員参加による全体会議の実施など、組織的に職員間の風通しをよくして、職員間のコミュニケーションを活発に取れるよう職員の負担軽減に取り組む。

#### (b) 短期入所

##### ア 平成29年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 研修を体系的に整える等、質の高いサービス提供に努めながら、都内で唯一の重度・最重度障害児施設として短期入所の受入れを行っている。
- ② 地域の福祉サービスの中核を担い、関連機関との連携を密にしながら重度・最重度障害児及び家族のニーズに積極的に対応し支援を行っている。

③ 今後予定しているユニットの小規模化に伴う課題に対応するため、ユニット間相互応援体制を構築し実践しながら着実に準備を進めている。

イ 平成29年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 来年度の分割に向け、児童、成人それぞれのニーズに対応した受入れ方法について検討が進むことを期待したい。
- ② 現在、園の要綱集などを含め各種マニュアルの整備が進められているが、短期入所の業務手順書の整備にも期待したい。
- ③ 更なる分割再編に向けて職員の負担増は続くと見込まれるので、改めて効果的なストレス解消策を検討し実施することに期待したい。

ウ 「さらなる改善が望まれる点」の改善に向けた計画

- ① 児童及びご家族のニーズに応えて、これまで以上に利用しやすくなるように検討を行い改善する。
- ② 入所利用の手順について整理を行い、マニュアル化する。手順書として職員で共有を図り、御家族がどのユニットを利用しても戸惑わないように整備する。
- ③ 職員ミーティングや支援者全職員参加による全体会議の実施など、組織的に職員間の風通しをよくして、職員間のコミュニケーションを活発に取れるよう職員の負担軽減に取り組む。

(2) 苦情解決制度の充実

苦情等に対しては、苦情解決委員会の設置、第三者委員による苦情相談会の開催、「声の箱」の設置、「園長へのはがき」の実施など、多様な受付窓口を設置し、本人や家族等が苦情や要望を申し立てやすい環境を作っている。

苦情や要望があった場合は、園長まで必ず報告が行く仕組みとし、解決状況は定例の家族会等へ説明するとともに、談話室で誰でも見られるようにする。

第 三 者 委 員	相談実施回数
2人（民間法人理事、地元市行政経験者）	4回

(3) 利用者満足度調査

平成30年度も、保護者を対象に利用者満足度調査を実施し、項目を精査して回収率を向上させ、サービスの向上に努める。

実 施 内 容	実施時期
園のサービス全般について	9月

### 3 公的な役割の強化

#### (1) 特別な支援が必要な利用者の受入れ

都内唯一の重度・最重度障害児施設として、他の施設では対応が難しい、被虐待・強度の行動障害・医療的ケアの必要な重度・最重度障害児を積極的に受け入れる。また、東京都からの一時保護委託は公的な役割を踏まえ確実に受け入れる。

#### (2) 専門的な支援技術等の普及啓発

保育士・社会福祉士養成学校等の実習生を積極的に受け入れていく。

事 項	延人数	内訳
保育士等実習生の受入れ	500人	保育士養成校 43 校
社会福祉士養成校		社会福祉士養成校 3 校

### 4 人材確保・育成の充実強化

#### (1) OJT 推進体制の強化

若い事業団職員が増える中で、質の高いサービスを安定的に提供するため、新任職員育成担当者（チューター）を配置し若手職員の育成を進める。また、法人の資格取得支援制度を活用し介護福祉士・社会福祉士等の資格取得を促進するとともに、自主勉強会の実施を推奨する。

また、強度行動障害のエキスパートや豊富な経験を有する都派遣職員による支援技術の継承などOJTによる人材育成の取組を重点的に進めるとともに、児童発達支援管理責任者などの事業運営に必要な資格については計画的に取得させていく。

運営の中核となるマネージャーやサブマネージャー、中堅職員には多様な経験を踏ませ、OJTによる人材育成を強化する。

#### (2) 計画的・効果的な研修の実施

平成30年度のユニット運営による支援体制の大幅な変更を踏まえて、人材育成等の共通する内容は、隣接している「希望の郷 東村山」と共同で開催し、児童の療育に関わる研修や、家族支援などの対人援助に関わる研修などは、研修に必要な日程を確保し、計画的且つ効果的に研修を実施する。

事業団本部の人材育成方針及び研修計画に基づき、高い支援力を備えた職員の育成を図る。

当園の児童の有する課題に的確に対応するため、被虐待の障害児、強度行動障害、重度の自閉症、てんかんなどについての知識・技能を高めることを目的に、中核職員やエキスパート職員については指名制による外部研修への参加を積極的に行うとともに、体系的な研修計画に基づき必要な研修が確実に受けられるよ

う受講をすすめ、効果的かつ効率的に職員全体の能力の向上を図っていく。また、園内事例研究を計画的かつ重点的に実施するとともに、東京都福祉保健医療学会や東京都社会福祉協議会の事例検討会などへの参加を進めていく。

さらに、外部の研修に参加した職員による研修報告会を年1回実施し、研修で得た知識やノウハウを利用者支援に反映させる仕組みを強化していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任・転入職員研修	該当職員	4月から
強度行動障害エキスパート養成研修	指名・応募	4月から
虐待防止研修（悉皆）	全職員	5月
行動障害研修（悉皆）		10月から
専門研修（キャリアパスに基づく研修）	指名・応募	4月から
園内事例研究発表会	全職員	発表12月
講師依頼研修	全職員・関係機関	年1～2回
地域公開講座	全職員・地域住民	年1～2回
スーパーバイザー研修 （応用行動・OJT推進研修）	指名	4月から
業務研修（感染症・救命）	該当職員	4月から

## 5 運営体制の強化

### （1）権利擁護（虐待防止）の取組強化

毎月開催する虐待防止委員会で虐待防止策等を検討するとともに、職員倫理綱領の徹底、悉皆での虐待防止研修や専門研修の実施、自己点検・相互点検の実施、意見交換会の実施など多様な方法で職員の意識改革を行い、虐待防止に取り組む。

また、虐待が疑われる場合は、迅速に虐待防止委員会を開催するとともに、東京都等の関係機関へ速やかに連絡し、関係機関の調査に全面的に協力することをあらかじめ職員に周知し、隠し事のない施設運営を徹底する。

加えて、同性介護の確保や強度行動障害等に対する専門的な支援力を高め、サービス提供面からも児童の権利擁護（虐待防止）に積極的に取り組んでいく。

### （2）外部専門家、外部医師等との連携

新任職員育成担当者（チューター）の育成や困難事例の対応について、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズを実施することにより、職員の新任職員育成能力や支援技術の向上を図る。

### （3）個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、個人情報

や情報セキュリティ対策に取り組む。また、個人情報には施錠できる場所での管理を徹底するとともに、電子データによる個人情報はID及びパスワードによる管理を徹底する。

#### (4) リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメントに係る委員会を設け、ヒヤリハット事例の分析に基づく事故防止策を実施する。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、緊急時想定訓練を定期的実施する。事故発生時には緊急時対応マニュアルに基づき適切に対応するとともに、重大事故発生時には速やかに危機管理委員会を開催し組織全体で危機管理を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
緊急対応想定訓練	16回	誤嚥・水没・発作転倒・所在不明など（グループごと年4回）
危機管理委員会	不定期	感染症や事故対応
虐待防止研修	2回	児童・障害児虐待防止の取組

#### (5) 災害・防犯対策の取組強化

震災対応の事業継続計画（BCP）や消防計画に基づき、夜間を含む消防訓練を想定した避難訓練を毎月実施する。また、事業団全体の合同訓練への参加や災害時の食料等の備蓄は確実に実施を行う。

事 項	実施回数等	内容等
消防訓練	年11回	消防訓練11回（夜間想定を含む）
総合防災訓練	1回	地域自治会及び「希望の郷 東村山」と連携して震災想定での総合防災訓練を実施
不審者対応訓練	1回	東村山警察署に協力依頼をして不審者対応訓練を実施

#### (6) 働きやすい職場環境の整備

毎朝実施するミーティングにおいて、理念の唱和や各ユニットの状況報告などを行い、情報の共有化やユニット間を超えて協力関係を築くことにより、職員が生き生きと働く職場づくりに取り組む。また、毎月開催する経営会議やユニット長会議に加え、各種委員会・部会において職員間でのコミュニケーションの活性化を図り、風通しの良い職場づくりを推進するとともに、安全衛生委員会における取組を進め、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

#### (7) 効率的な施設経営の実施等

平成30年度は施設のマネジメント機能を強化するため、園内の経営会議で活



発な議論を行い、効果的かつ効率的な施設経営を行う経営体制を強化する。また、各種の委員会や部会についても見直しを行い、効率的な業務運営ができる体制に改善する。

加えて、平成30年5月末から使用する仮設建物は小規模な環境を提供するユニット体制での運営になるため、ユニットによる支援体制の確立、ユニットリーダーを中心としたユニット運営の実施、効率的でわかりやすい業務記録等への統一など、小規模ユニットでの効率的な施設運営に取り組む。

#### (8)「部門長・グループリーダー制」への円滑な移行

ア 月に1回部門長が所管するグループ長及びユニット長を構成メンバーとした会議を行う。この場を活用して運営状況ほかについて共有を図り、課題の明確化と具体的な取組及び進行管理を行う。

イ さらに平日は毎朝、児童が登校した後に全ユニットの勤務者を集めてミーティングを実施する。このミーティングでは、毎日各ユニットの状況を共有し、当日に対応が必要な事項に対して当日の全勤務者でどう対応するかを調整して園全体で支援していく。

ウ 年4回合同職員会議を開き、可能な限り支援職員が集まり、グループリーダーと一般職員が顔を合わせ、グループリーダーから情報発信するとともに、職員の意見を聞き意思疎通を図る場として活用する。

これらの取組を通して、職員間のコミュニケーションを部門長・グループリーダーと支援職員間及び支援職員間で行い、風通しの良い環境を整えていく。

## 6 地域ニーズへの対応

### (1) 地域における公益的な取組

障害特有の悩みに対して、相談先がみつからない方の為の障害児・者対象の無料よろず相談を行う。市の広報誌や園ホームページにお知らせを掲載し、電話・対面（予約制）での相談を行う。

### (2) 地域生活を支えるサービスの充実

今年度新たに特定相談支援事業と障害児相談支援事業を提供する「相談支援事業所 ふわり」を立ち上げ、児童及び知的障害者を中心に、地域生活を安心して送れるようこれまで培ってきた専門性を活かして相談にに応じていく。短期入所事業では、申し込み方法を改善して、地域で生活する児童及び家族がこれまで以上に利用しやすくなるよう取り組む。これまで実施しているサービスについても内容の改善を行うなど、地域で生活する障害児を支えるサービスを充実する。

サービス内容	対象者	利用者数
短期入所事業	都内全域	延べ1,800人
日中一時支援事業	東村山市、東大和市、小平市	延べ180人
特定相談支援事業	都内全域	70人
障害児相談支援事業	都内全域	

### (3) 多様な主体との連携

#### ア 地域住民との連携

震災などの非常時に備えて、自治会や福祉協力員などの地域住民も参加する震災想定総合防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制を築く。

#### イ 家族会との連携

園が主催し年2回開催している家族連絡会に加えて、年2回合同家族会を開催して、保護者・家族への情報提供をきめ細やかに実施する。

#### ウ 学校との連携

特別支援学校教員との相互交流や個別面談、福祉園連絡会などを通じて、連携の強化を図る。

#### エ ボランティアの受入れ

利用者支援を一層豊かなものとしていくため、ボランティアの受入れを行う。

事項	延人数	内容
日常生活支援	52人	生活棟内活動、園内環境整備、外出付添等
行事支援	50人	東村山福祉園祭・クリスマス会・コンサート等

### (4) 地域との連携・協力関係の強化

ア 加入している自治会との連携を密にして自治会行事に積極的に参加する。

イ 東村山市との防災協定による福祉避難所への要援護者の受入れや清瀬特別支援学校との無線による緊急連絡体制の確保など、防災に係る関係機関との連携を強化する。

ウ 東村山市ボランティアまつりに参加する。

エ 仮設建物になっても、会議室・多目的ホールの施設開放を継続していく。